

免許番号 共第65号

漁場の位置 赤穂市尾崎から赤穂市鷲和に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。

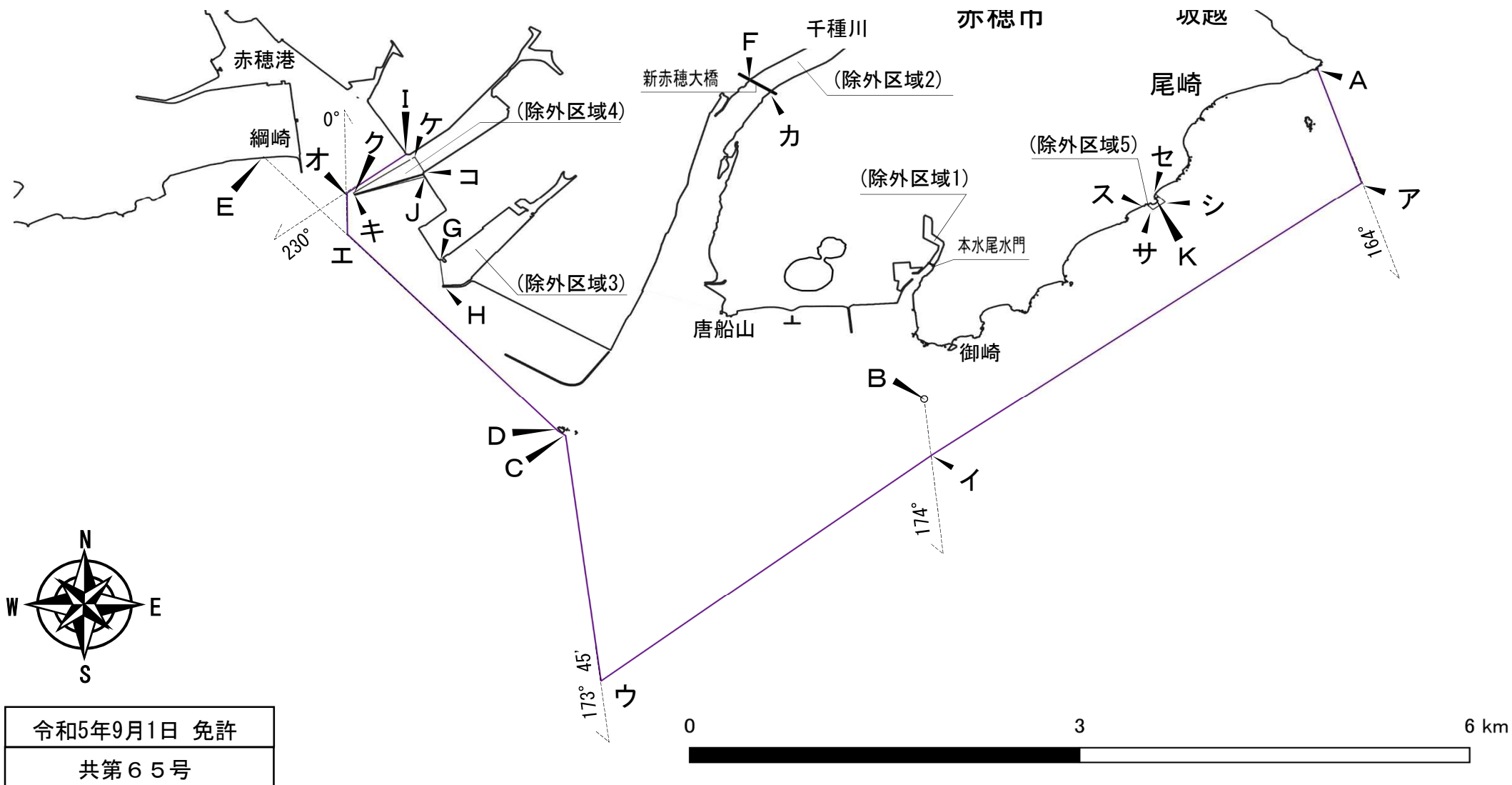
（除外区域1）赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域

（除外区域2）千種川のFとカを結んだ線の上流の区域

（除外区域3）GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

（除外区域4）J、キ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によってかこまれた区域

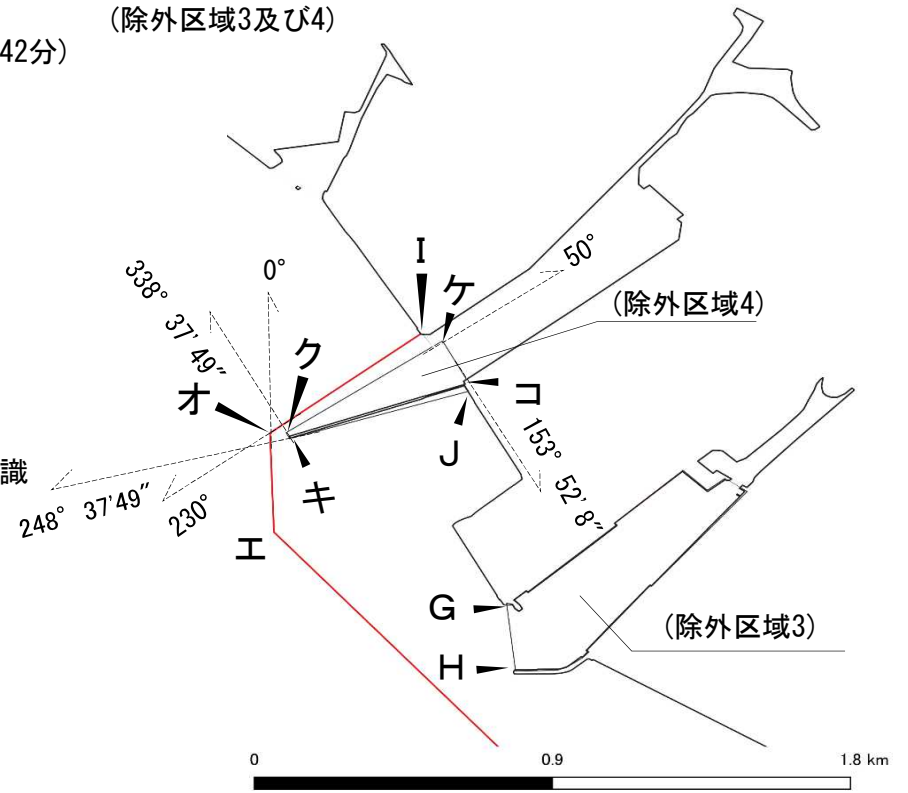
（除外区域5）セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域



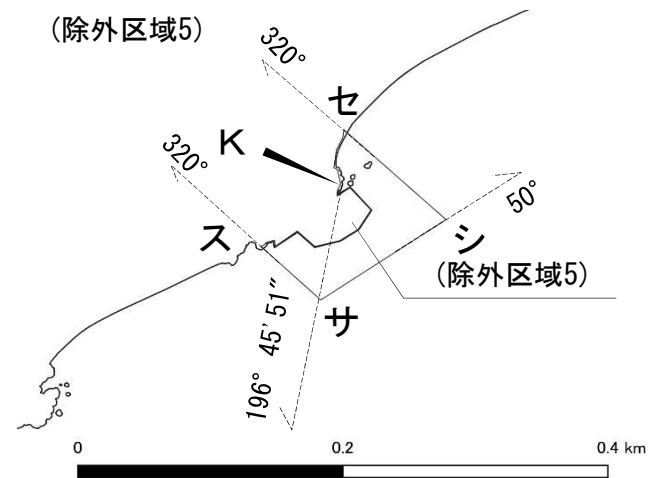
点の位置

- A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界（北緯34度44.84分、東経134度26.04分）
- B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点（北緯34度43.36分、東経134度24.42分）
- C 取揚島南端
- D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界
- E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界
- F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱（北緯34度44.79分、東経134度23.68分）
- G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻）
（北緯34度43.97分、東経134度22.41分）
- H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端（北緯34度43.85分、東経134度22.42分）
- I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識（北緯34度44.45分、東経134度22.27分）
- J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識
（北緯34度44.36分、東経134度22.34分）
- K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識
（北緯34度44.24分、東経134度25.37分）
- ア Aから164度1,000メートルの点（北緯34度44.32分、東経134度26.22分）
- イ Bから174度500メートルの点（北緯34度43.09分、東経134度24.45分）
- ウ アとイを結んだ線の延長線とCから173度45分の線との交点
（北緯34度42.07分、東経134度23.08分）
- エ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点
- オ Iから230度の線とエから0度の線の交点
- カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点（北緯34度44.73分、東経134度23.78分）
- キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点（北緯34度44.27分、東経134度22.06分）
- ク キから338度37分49秒22.2メートルの点
（北緯34度44.28分、東経134度22.05分）
- ケ クから50度483.2メートルの点
（北緯34度44.44分、東経134度22.29分）
- コ ケから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点
（北緯34度44.37分、東経134度22.34分）
- カ Kから196度45分51秒76.9メートルの点
（北緯34度44.20分、東経134度25.36分）
- シ サから50度100メートルの点
（北緯34度44.24分、東経134度25.41分）
- ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度44.22分、東経134度25.34分）
- セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度44.27分、東経134度25.37分）

(除外区域3及び4)



(除外区域5)



表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで								
	2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで								
	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日 まで								
	海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第65号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		